

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会
役員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 宮古市社会福祉協議会

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会役員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮古市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が定款の定めに従って、法人役員等に対する報酬、旅費及び費用弁償に関する事項について定める。

(報酬)

第2条 法人役員等には、職務執行の対価として、別表のとおり報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者及び宮古市職員又はこれに準じる者に対しては、報酬は支給しない。

2 常務理事については、勤務形態に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(旅費及び費用弁償)

第3条 法人役員が会務のため旅行した場合は、法人事務局職員の旅費規程に定める旅費と同等の旅費を支給する。ただし、特別の理由により、これによりがたい場合は、会長がその都度定める。

第4条 法人役員以外のものが会務のため旅行する場合には、会長がその都度定める。

第5条 法人理事会、評議員会、委員会等の出席者及び決裁等の会務に対して費用弁償を行う。

2 上記の費用弁償の額は、法人事務局職員の給与規程（以下「給与規程」という。）に定める交通用具による交通費と同等の交通費を支給する。ただし、特別の理由により、これによりがたい場合は、会長がその都度定める。

(報酬の支給方法)

第6条 法人役員等の報酬は、年4回（7月、10月、1月、4月）現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の計算方法)

第7条 新たに常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常務理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、給与規程に定める日割計算及び端数処理によって計算する。

(退職功労者)

第8条 法人役員が退任し又は在職中死亡した場合には、理事会の議決を経て、記念品又は慶弔金を支給することができる。ただし、社会一般的にみて相当な金額以内のものについては、会長がその都度定めることができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月25日から施行する。

別表（第2条関係）

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会役員等報酬支給額等について

区分	報酬額		費用弁償	摘要	
会長	日額	4,000円	法人事務局職員の給与規程に定める交通用具による交通費相当額	出席報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会 ・ 評議員会 ・ 三役会議 ・ 委員会 ・ 決裁等の会務
副会長	日額	3,500円			
常務理事	月額	200,000円		出勤報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月20日以上 の出勤を原則 (関係機関・団体等の諸会議及び行事への出席を含む)。
理事	日額	3,500円		出席報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会 ・ 委員会
監事	日額	3,500円		出席報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査 ・ 理事会 ・ 評議員会
評議員	日額	3,000円		出席報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会 ・ 委員会

(参考) 役員等の報酬等の支給の基準に関する法令及び厚生労働省通知

※ 社会福祉法から抜粋。

(報酬等)

第四十五条の三十五 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

※ 社会福祉法施行規則から抜粋。

(報酬等の支給の基準に定める事項)

第二条の四十二法第四十五条の三十五第一項に規定する理事、監事及び評議員（以下この条において「理事等」という。）に対する報酬等（法第四十五条の三十四第一項第三号に規定する報酬等をいう。以下この条において同じ。）の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

※ 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」（平成 28 年 11 月 11 日付厚生労働省社会・福祉援護局福祉基盤課 事務連絡）から抜粋。

● 理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準

① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分

- ・ 常勤・非常勤別に報酬を定めること。

【補足】例えば、常勤理事への月額報酬、非常勤理事への理事会等出席の都度支払う日当等（日当が交通費実費額を超える場合は報酬等に該当）

② 報酬等の金額の算定方法

- ・ 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。
- ・ 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。

【追加】理事(業務執行理事としない)を兼務する職員の業務は通常業務の範囲内と考えられることから、役員報酬を無報酬とする法人において、役員としての責務が追加されること等を理由に、その負担分として給与又は手当を支給することは、適当ではありません。